

令和6年 第8回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和6年8月27日(火) 午後2時00分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

村岡委員、松浦委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 社会教育課事業について
- (3) 図書館事業について
- (4) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について【非公開】
- (5) 令和6年度中学生手作り訪仏事業について
- (6) 令和6年度台中市石岡区との中学生相互交流事業（訪台）について
- (7) 令和6年度全国学力・学習状況調査結果について

5 議 事

- 議案第34号 令和7年度から使用する中学校教科用図書の採択について
- 議案第35号 令和6年度教育関係費補正予算（令和6年9月）について
- 議案第36号 令和5年度教育関係費歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の設定について
- 議案第38号 三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
- 議案第39号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和6年9月 日（ ） ： ～（ ） 集合）

報告事項(1)

教育総務課事業について

① 関連事業スケジュール

月 日	時 間	内 容	備 考
【8月】			
8月1日 (木)	～ 9日	中学生学力アップ講座「夏チャレ」	中学生 24名
8月4日 (日)	10:00-	キュリー祭式典	文化ホール
8月7日 (水)	～ 9日	小中学校初任者校外研修	文化ホール
	19:00-	第1回訪台説明会	中学校
8月11日 (日)		中学校吹奏楽コンクール県大会	とりぎん文化会館
8月13日 (火)	～15日	小中学校閉庁日	
8月18日 (日)		中学校県合唱コンクール	米子市公会堂
8月19日 (月)	9:20-	教育委員視察研修	フリースクールS
8月21日 (水)		新任教職員町内研修・教職員研修	町内一円
8月22日 (木)	～23日	中国5県教育長会研究大会	岡山県和気町
	15:30-	第1回町就学指導連絡会	
8月24日 (土)	～25日	県スポレク祭水泳大会	東山
8月26日 (月)		中学校2学期始業式	
	～ 30日	ふれあい運動	小中学校
8月27日 (火)	14:00-	教育委員会定例会	
8月28日 (水)		小学校2学期始業式	
【9月】			
9月1日 (日)		各地区運動会	4地区
9月3日 (火)	9:00-	合同園長・校長会	
	9:30-	校長会	
9月4日 (水)	～5日	町議会総務教育常任委員会協議会	
9月7日 (土)	8:30-	中学校運動会	町陸上競技場
9月9日 (月)	～24日	三朝町9月定例議会	
9月17日 (火)	19:00-	第2回訪仏説明会	中学校
9月19日 (木)	19:00-	第2回訪台説明会	中学校
9月21日 (土)	10:00-	三朝小学校竣工記念式	
9月22日 (日)	～23日	三朝小学校竣工内覧会	
9月26日 (木)	13:00-	小学校就学時健診	小学校
	13:00-	第1回東伯郡就学指導委員会	湯梨浜町
9月27日 (金)	～29日	中部地区中学校新人大会	
9月29日 (日)		東伯郡小学校陸上大会	
9月30日 (月)	15:30-	第2回町就学指導連絡会	
	16:30-	中学生訪仏・訪台壮行会	役場ロビー

- ・ 中学生手作り訪仏事業 10月 8日～10月15日
- ・ 台中市石岡区との中学生相互交流事業（訪台） 10月10日～10月15日
- ・ 中部地区中学校駅伝競走大会 10月10日

- ・ 小学校音楽会 10 月 11 日
- ・ さよなら旧校舎式典 10 月 15 日
- ・ 小学校移転作業休業日 10 月 16 日～10 月 24 日
- ・ 小学校新校舎入校式 10 月 25 日

② 児童生徒中国大会等出場結果について

- 第 46 回中国中学校軟式野球選手権大会
（8 月 6 日～8 日 山口県山口市：山口マツダ西京きずなスタジアム）
2 回戦 対 出雲市立浜山中学校 1－5 負け 三朝・倉吉西中学校
- 第 49 回中国中学校卓球選手権大会
（8 月 7 日～9 日 広島県広島市：大和興産安佐北区スポーツセンター）
女子シングルス 予選リーグ敗退 1 年 入江 彩
- 第 58 回中国中学校陸上競技選手権大会
（8 月 7 日～9 日 岡山県岡山市：シティライトスタジアム）
男子走幅跳 第 4 位 3 年 川北煌晟
- 第 64 回全日本吹奏楽コンクール鳥取県大会
（8 月 11 日 とりぎん文化会館）
小編成（中学生）の部 銅賞 三朝中学校総合文化部
- 第 63 回鳥取県合唱フェスティバル・全日本合唱コンクール鳥取県大会
（8 月 18 日 米子市公会堂）
中学校部門 混声合唱の部 金賞（県教育長賞） 三朝中学校合唱部
※中国合唱コンクール出場（9 月 21 日～22 日 島根県松江市）

報告事項（２）

【社会教育課】 令和6年8月～9月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
8月 1日	木	19:00	第2回三朝町部活動地域移行検討委員会	役場	
8月 2日	金	9:00	第49回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会	未来中心	
8月 6日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
8月 7日	水	10:30	国宝三佛寺絵画贈呈式	三徳山	
～ 9日	金	13:30	三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	城陽市	21名
		13:30	第2回三朝町人権尊重のまちづくり集会 第1回実行委員会	役場	
8月16日	金	16:00	チーム三朝ファイターズドッジボールスポ少全国大会壮行会	役場	
8月17日	土	9:00	みささ青空体験塾	大山乳業ほか	
8月21日	水	10:00	三朝大学(ねんりんピックがやってくる)	文化ホール	19名
8月24日	土	13:30	人権教育特別講座「防災への心構え」	文化ホール	10名
8月25日	日	10:00	とっとり日本遺産フォーラム	岩美町	
8月31日	土	15:00	第2回人権教育講座(災害)	文化ホール	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
9月 6日	金	19:00	第3回人権教育講座(ヤングケアラー)	文化ホール	
9月 8日	日	13:30	三徳山文化財建造物講演会	文化ホール	別紙①
9月14日	土		中部地区バレーボールスポ少交流大会	北条体育館ほか	
9月18日	水	10:00	三朝大学(三朝の歴史)	文化ホール	
9月19日	木	13:00	学校運営協議会研修会	中学校	
9月21日	土	9:00	みささ青空体験塾	小河内	
9月22日	日	8:00	エンジョイペタンク	町陸上競技場	

◇10/ 5(土) 古代の段台状仏塔の行基の供養堂 … 別紙②

◇10/ 6(日) 第78回中部地区駅伝競走大会

◇ 〃 人権教育講座(ハンセン病)

◇10/14(月・祝) 町スポーツレクリエーション祭

◇10/19(土)～21(月) ねんりんピックはばたけ鳥取2024

三徳山文化財建造物講演会 2024

三朝町日本遺産活用推進協議会主催事業



災害国における 文化財建造物の保護



日時

2024 年 9 月 8 日(日)
13:30~15:30 [開場]13:00

場所

三朝町総合文化ホール
大ホール(2F)

(鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2)

定員

定員はありませんが**事前申し込みが
必要です。**(自由席)
※電話・FAX・メールにてお申込みください。

主催

三朝町日本遺産活用推進協議会

講演内容

- (1) 令和5年度に実施した振動特性調査の分析
結果の報告 (三佛寺 文殊堂・地藏堂)
- (2) 能登半島地震における被害状況及び現地調
査の概要

三徳山三佛寺の重要文化財「地藏堂」・「文殊堂」において、昨年行った楔の締め直しと振動観測調査の成果の報告と、今年1月に発生した能登半島地震における文化財建造物の被害やその復旧に向けた取り組みなどを紹介し、文化財建造物の日々のメンテナンスや災害に対する備えの大切さについて講演をいただきます。

にしかわ えいすけ

講師 **西川 英佑** 氏

関西大学 環境都市工学部 建築学科 助教

参加
無料

※事前申込が必要です。

■講師プロフィール

2004 年 3 月
京都大学修士課程修了

2010 年 9 月
東京工業大学博士課程修了 博士(工学)

2011 年 4 月~2022 年 3 月
文化庁で文化財建造物の耐震対策等を担当

2022 年 4 月より現職



お申込み／お問合せ先

三朝町教育委員会 社会教育課
〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999-2
電話 0858-43-3518(直通) FAX 0858-43-0647
E-mail shakaikyoku@town.misasa.tottori.jp



←メール
申込み
はこちら



振動観測調査(地藏堂 R5.8)



文殊堂の楔打ち(R5.8)

古代の段台状仏塔と行基の供養堂

参加無料
定員 30 名



大野寺土塔(堺市)



奈良市菅原遺跡(奈良市) 円形建物復元CG



東大寺 頭塔復元CG

琵琶湖に浮かぶ竹生島の宝厳寺(史跡名勝・日本遺産)には、大阪城・伏見城から移築された桃山様式の絢爛豪華な建造物(国宝・重文)が残り、舟廊下など懸造の集合も三佛寺に比肩する迫力がある。この5月に訪れて瞠目した。竹生島は修験の聖地でもあり、その開祖は役行者、寺院を整備したのは行基とされる。行基の関与は伝承の域を出ないが、古代の竹生島はたしかに東大寺の管轄下にあった。反骨精神溢れる放浪僧から東大寺大僧正にまで上りつめた行基には、どこか異国情緒の匂いがする。中国に渡ったこともないのに、はるか天竺の仏教世界を夢みていたような。「円」の造形が印度のオーラを発露する。河内(堺)の大野寺土塔、平城(なら)の東大寺頭塔と長岡院がこの日の主題である。【浅川談】

長岡院と十六角形の円堂－行基の供養堂を復元する

講師 **あさ かわ しげ お** **浅川 滋 男 氏** (公立鳥取環境大学教授)

■講師プロフィール

1974年 鳥取西高校卒業 京都大学工学部
建築学科入学 同大学院・中国留学を経て
1987年 奈良国立文化財研究所入所 工学博士
1994年 京都大学大学院人間・環境学研究所
併任(客員)助教授
2001年より現職(2025年3月 退任予定)



奈良時代における段台状仏塔の系譜－土塔と頭塔

講師 **いわ なが しょう ぞう** **岩 永 省 三 氏** (九州大学名誉教授)

■講師プロフィール

1979年 九州大学文学部史学科卒業
1981年 同大学院文学研究科修了
奈良国立文化財研究所入所
2000年 九州大学総合研究博物館教授
2021年 同上退官、名誉教授



日時 2024年 **10月5日(土)**

13:30~16:30 [開場]13:00

場所 **三徳山正善院**
(鳥取県東伯郡三朝町三徳 1013)

主催 日本遺産三徳山三朝温泉を守る会
共催 公立鳥取環境大学保存修復スタジオ
三朝町日本遺産活用推進協議会/三朝町教育委員会

～公立鳥取環境大学 浅川教授 退任記念講演 全体テーマ～ 中後期密教 / 前密教の建築考古学と比較文化

【第2回】2024年12月7日(土) 13:30~16:30 定員 50 名

会場：筑波大学東京キャンパス 118 講義室 〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1

主題：南アジアの宗教的交錯と民族建築・生活空間 司会：栗原伸治(日本大学教授)

講師：山田協太(筑波大学准教授)「コロポ歴史地区における生活組織の成り立ちとデザイン」

浅川滋男「仏教に潜むボン／非仏教の遺産－ブータンの秘境から」

*浅川教授は9月前半にティンブーの Bhutan Brand Centre でも英訳講演の予定

☆予約定員制 右のサイトから事前に申込ください <https://forms.office.com/r/Qtg9KDK0c8>



【第3回】2025年1月13日(月祝) 13:30~16:30 定員 100 名

会場：土塔町公民館 〒599-8234 大阪府堺市中区土塔町 2107

主題：行基の建築考古学 司会：岩永省三(九州大学名誉教授)

講師：近藤康司(堺市文化財課)「土塔十三重の建築復元」

浅川滋男「奈良市菅原遺跡円形建物の再検討－行基の供養堂をめぐる」

☆予約定員制 右のサイトから事前に申込ください <https://forms.office.com/r/SVukUbTMJD>

WEBでのお申込みはこちら！



《第1回のお申込み・お問合せ先》 ☆右のQRコードでも申し込いただけます
日本遺産三徳山三朝温泉を守る会事務局(三朝町教育委員会 社会教育課)
〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2 電話 0858-43-3518(直通)
FAX 0858-43-0647 E-mail shakaikyoku@town.misasa.tottori.jp



《第2回・第3回のお問合せ先》
公立鳥取環境大学保存修復スタジオ/東鯉人の会
(〒689-1111 鳥取市若葉台北 1-1-1)
電話 090-1449-9213 E-mail: hozonshufuk@kankyo-u.ac.jp

福を招くナマG



報告事項(3)

【図書館】令和6年8月～9月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【8月】			
7月16日（火） - 9/ 1	【特別企画】	夏休み企画「サイコロとしょかんくじ」	参加延べ 名
8月 2日（金） 13:30-	【定期取組】	東学童 読み聞かせ&工作教室(三徳センター)	参加児童28名 協力ボラ2名
8月 7日（水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	参加親子46名
8月10日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者13名
8月18日（日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	参加親子6名
8月22日（木）		三朝小学校学級文庫2学期分搬入	
8月23日（金）	【定期取組】	県立図書館協力貸出選書	県立図書館
8月24日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者 名
8月27日（火）	【定期取組】	ブックスタート(5～7か月健診)	参加親子 組
8月28日（水） 16:00-	【定期取組】	西学童読み聞かせ	小学校
8月29日（木）		休館日(資料整理日)	
8月30日（金） - 9/15	【企画展示】	睡眠とれていますか？心の健康パネル展示	企画健康課
8月31日（土） - 9/23	【特別展示】	2024パリオリンピックスポーツライミング特別展	

【学校への貸出】

(小学校) 2学期学級文庫(6学年×2クラス 各60冊)

計 720冊

日 時	内 容		備 考
【9月】			
9月 4日（水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
9月 5日（木）	【定期取組】	2歳児健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
9月 6日（金） -10/ 8	【臨時取組】	三朝小学校移動図書館臨時巡回	原則火・金曜 計7回
9月14日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
9月15日（日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
9月17日（火） 11:45-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校
9月18日（水） 16:00-	【定期取組】	西学童読み聞かせ	小学校
	【定期取組】	三朝中学校図書委員選書来館	
-10/ 8	【企画展示】	世界アルツハイマー月間 「共に生き ともに歩もう 認知症」パネル展示	町包括支援セン ター
9月24日（火） - 9/27		休館日(蔵書点検)	
9月28日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

報告事項(4)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令 （区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 （委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（13） 略

令和6年度 中学生訪仏事業概要

1 事業の目的

本町とフランス共和国ラマルー・レ・バン町の友好姉妹都市提携に基づき、相互理解と国際理解を図るため中学生の派遣を実施し、生徒の国際感覚を養うとともに、相手国・地域を正しく認識させ、三朝町の次代を担う人材育成を図る。

2 派遣の概要

(1) 派遣人数

中学生6人、引率4人（特別職、教員、町職員、町国際交流員）

(2) 派遣日程

令和6年10月8日～令和6年10月15日の5泊8日間 ※カッコ内は日本時間

日付	午前 午後	訪問地名	使用交通機関	日 程 の 概 要
10/8(火)	(午後)	国内 岡山市 東京 フランス パリ	教育支援バス 飛行機 飛行機	結団、岡山空港へ 羽田空港へ シャルル・ド・ゴール空港へ、機内泊
10/9(水)	午前	フランス モンペリエ	飛行機 貸切バス	モンペリエ メディテラネ空港へ モンペリエ駅へ 市内視察、ホテル泊
10/10(木)	午前 午後	ラマルー	貸切バス 専用車	ラマルー・レ・バン 交流事業 ホームステイ、ホテル泊
10/11(金)	午前 午後	ラマルー	専用車	交流事業 ホームステイ、ホテル泊
10/12(土)	午前 午後	ラマルー	HF車 専用車	ホストファミリーの日 栗の日行事 ホームステイ、ホテル泊
10/13(日)	午前 午後	ラマルー	HF車 専用車	ホストファミリーの日 ホームステイ、ホテル泊
10/14(月)	午前 午後	モンペリエ パリ 国内 東京	貸切バス 飛行機 飛行機	モンペリエ メディテラネ空港へ シャルル・ド・ゴール空港へ 羽田空港へ、機内泊
10/15(火)	(午前)	国内 鳥取市 三朝町	飛行機 教育支援バス	鳥取空港へ 三朝町役場へ、解団

(3) 派遣に係る対応

派遣生徒を対象に、生徒による訪仏計画の策定や準備と併せ、町国際交流員による語学・文化講座を開催予定（7月上旬～9月下旬）

令和6年度 台中市石岡区との中学生相互交流事業（訪台）概要

1 事業の目的

本町と台湾台中市石岡区の交流促進協定及び、三朝中学校と石岡國民中学の姉妹校盟約に基づき、相互理解と国際理解を図るため中学生の相互派遣を実施し、生徒の国際感覚を養うとともに、相手国・地域を正しく認識させ、三朝町の次代を担う人材育成を図る。

2 派遣の概要

(1) 派遣人数

中学生 12 人、引率 4 人（教員 2 人、町職員 1 人、県国際交流員）

(2) 派遣日程

令和6年10月10日（木）～令和6年10月15日（火）の5泊6日間

日付	午前 午後	訪問地名	使用交通機関	日 程 の 概 要
10/10(木)	午前	国内	教育支援バス 飛行機	結団式、岡山空港へ
	午後	台湾 台北市 台中市	貸切バス	桃園国際空港へ 台中市へ移動、ホテル泊
10/11(金)	午前	台中市	貸切バス	石岡中学へ
	午後		専用車	ホストファミリー対面式、授業交流、 歓迎会 ホームステイ、ホテル泊
10/12(土)	午前	台中市	HF車	ホストファミリーの日
	午後		専用車	ホームステイ、ホテル泊
10/13(日)	午前	台中市	HF車	ホストファミリーの日
	午後		専用車	送別夕食会（成果発表会） ホームステイ、ホテル泊
10/14(月)	午前	台中市	専用車	石岡中学・交流授業
	午後	台北市	貸切バス	石岡中学お別れ、台北市へ移動 九份、寧夏夜市視察 ホテル泊
10/15(火)	午前	台北市	貸切バス 飛行機	桃園国際空港へ 岡山空港へ
	午後	国内 三朝町	教育支援バス	三朝町役場へ 解団式

(3) 派遣に係る対応

派遣生徒を対象に、生徒による訪台の準備と併せ、鳥取県国際交流財団コーディネーターによる語学・文化講座を開催（7月下旬～9月下旬、8回程度）。

議案第 34 号

令和 7 年度から使用する中学校教科用図書の採択について

次のとおり令和 7 年度から使用する中学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 5 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

採択する教科書 別紙のとおり

《参考》

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
（教科用図書の採択）

第 13 条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

4 第 1 項の場合において、採択地区が 2 以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第 17 条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第 1 項から第 3 項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号。以下「臨時措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書については、この限りでない。

令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択結果

中部地区教科用図書採択協議会

	教科・種目		発行者略称	書 名
1	国語	国語	東書	新編 新しい国語 1～3
2		書写	光村	書写中学 一・二・三年
3	社会	社会（地理的分野）	帝国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
4		社会（歴史的分野）	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
5		社会（公民的分野）	帝国	社会科 中学生の公民 より良い社会を目指して
6		地図	帝国	中学校社会科地図
7	数学	数学	啓林館	未来へひろがる数学 1～3
8	理科	理科	啓林館	未来へひろがるサイエンス 1～3
9	音楽	音楽（一般）	教芸	中学生の音楽 1、2・3上、2・3下
10		音楽（器楽合奏）	教芸	中学生の器楽
11	美術	美術	日文	美術1 美術との出会い 美術2・3上 学びの実感と深まり 美術2・3下 学びの探求と未来
12	保健体育	保健体育	東書	新編 新しい保健体育
13	技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	東書	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
14		技術・家庭（家庭分野）	東書	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
15	外国語	英語	開隆堂	Sunshine English Course 1～3
16	特別の教科 道徳	道徳	東書	新編 新しい道徳 1～3

議案第 35 号

令和 6 年度教育関係費補正予算（令和 6 年 9 月）について

次のとおり令和 6 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和6年度教育関係費 歳出補正予算（令和6年9月）案

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
社会教育 総務費	人権教育推進員設置事業	3,202	236	3,438	人件費不足分の増額
保健体育 総務費	全国・中国大会等参加助 成金	500	1,500	2,000	執行見込額の増 (年度末までの申請対応分)
過年度発生 災害復旧 事業費	単独災害復旧事業（名勝 小鹿溪）	19,786	244	20,030	増工に必要な経費の増額
文化財調査費	三徳山遺跡発掘調査等事 業	11,001	397	11,398	人件費不足分の増額
	県指定文化財保存・保護 事業費補助金	10,600	66	10,666	追加改修分による補助金の増額
社会教育課計		45,089	2,443	47,532	

議案第 36 号

令和 5 年度教育関係費歳入歳出決算の認定について

次のとおり令和 5 年度教育関係費歳入歳出決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別冊資料のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 37 号

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
の設定について

次のとおり三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【設定の理由】

令和 2 年に公布した「三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例」の施行日については「公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において規則で定める日」としており、その施行期日を定めるため規則を設定する。

【設定の概要】

上記条例の施行期日を令和 6 年 10 月 25 日とする。

【施行期日】

公布の日

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例(令和2年三朝町条例第31号)
の施行期日は、令和6年10月25日とする。

議案第 38 号

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

次のとおり三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正理由】

小学校新校舎の整備に伴い、令和 4 年 11 月から現三朝小学校の多目的室を臨時の開設場所として利用してきたが、現行の三朝西学童クラブの開設場所である旧寄宿舎が解体され、駐車場として整備されるため、新校舎の供用開始に合わせて開設場所の規定を改正する。

【改正概要】

三朝西学童クラブの開設場所を旧三朝小学校校舎とする。

【施行期日】

令和 6 年 10 月 25 日

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
(委任事項)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町告示第 号

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年三朝町告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
（開設場所等） 第3条 町長は、事業を実施するため、次の表に掲げるところにより学童クラブを設置するものとする。					（開設場所等） 第3条 町長は、事業を実施するため、次の表に掲げるところにより学童クラブを設置するものとする。				
学童クラブ名	開設場所	所在地	クラブ数	定員	学童クラブ名	開設場所	所在地	クラブ数	定員
三朝西学童クラブ	旧三朝小学校校舎	三朝町大字大瀬 1170 番地1	1	1～70人程度	三朝西学童クラブ	旧学校寄宿舎	三朝町大字本泉 510 番地	1	1～70人程度
略					略				

附 則

この改正は、令和6年10月25日から施行する。

議案第 39 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正等することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 6 号及び第 29 条の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正等の理由】

三朝小学校新校舎の供用開始に伴い、「三朝町農林漁業者健康増進施設」を三朝小学校体育館と名称変更して現行施設を廃止することや、現在の三朝小学校体育館を「町民体育館」と名称変更することに加え、それらの使用料について整理するため、関係する 3 つの条例をまとめて改正を行う。

【改正等の概要】

- ・「町民体育館」の設置
- ・三朝小学校体育館の改設に伴う関係施設使用料の整理
- ・「三朝町農林漁業者健康増進施設」の廃止

【施行期日】

令和 6 年 10 月 25 日

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正等する条例

(三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																			
(設置) 第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>町営三朝陸上競技場</td><td>三朝町大字本泉769番地1</td></tr><tr><td>町民体育館</td><td>三朝町大字大瀬1164番地1</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	施設名	設置場所	略		町営三朝陸上競技場	三朝町大字本泉769番地1	町民体育館	三朝町大字大瀬1164番地1	略		(設置) 第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>町営三朝陸上競技場</td><td>三朝町大字本泉769番地1</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	施設名	設置場所	略		町営三朝陸上競技場	三朝町大字本泉769番地1	略																																																																		
施設名	設置場所																																																																																			
略																																																																																				
町営三朝陸上競技場	三朝町大字本泉769番地1																																																																																			
町民体育館	三朝町大字大瀬1164番地1																																																																																			
略																																																																																				
施設名	設置場所																																																																																			
略																																																																																				
町営三朝陸上競技場	三朝町大字本泉769番地1																																																																																			
略																																																																																				
別表第1（第5条関係） 使用料 <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">使用区分</th><th colspan="2">使用料（1時間当たり）</th></tr><tr><th>町内者</th><th>町外者</th></tr><tr><td>町民武道館</td><td></td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="2">町営三朝球場</td><td>昼間</td><td>600円</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>夜間</td><td>600円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="3">町営三朝陸上競技場</td><td rowspan="2">昼間</td><td>全面300円</td><td>全面1,600円</td></tr><tr><td>半面150円</td><td>半面800円</td></tr><tr><td>夜間</td><td>550円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">町民体育館</td><td>昼間</td><td>150円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>夜間</td><td>275円</td><td>1,250円</td></tr><tr><td>竹田地区町民体育館</td><td></td><td>250円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）		町内者	町外者	町民武道館		100円	200円	町営三朝球場	昼間	600円	1,600円	夜間	600円	2,400円	略				町営三朝陸上競技場	昼間	全面300円	全面1,600円	半面150円	半面800円	夜間	550円	2,400円	町民体育館	昼間	150円	1,100円	夜間	275円	1,250円	竹田地区町民体育館		250円	1,100円	略				別表第1（第5条関係） 使用料 <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">使用区分</th><th colspan="2">使用料（1時間当たり）</th></tr><tr><th>町内者</th><th>町外者</th></tr><tr><td rowspan="2">町営三朝球場</td><td>昼間</td><td>600円</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>夜間</td><td>600円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="3">町営三朝陸上競技場</td><td rowspan="2">昼間</td><td>全面300円</td><td>全面1,600円</td></tr><tr><td>半面150円</td><td>半面800円</td></tr><tr><td>夜間</td><td>550円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>竹田地区町民体育館</td><td></td><td>250円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>町民武道館</td><td></td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）		町内者	町外者	町営三朝球場	昼間	600円	1,600円	夜間	600円	2,400円	略				町営三朝陸上競技場	昼間	全面300円	全面1,600円	半面150円	半面800円	夜間	550円	2,400円	竹田地区町民体育館		250円	1,100円	町民武道館		100円	200円	略			
施設名			使用区分	使用料（1時間当たり）																																																																																
	町内者	町外者																																																																																		
町民武道館		100円	200円																																																																																	
町営三朝球場	昼間	600円	1,600円																																																																																	
	夜間	600円	2,400円																																																																																	
略																																																																																				
町営三朝陸上競技場	昼間	全面300円	全面1,600円																																																																																	
		半面150円	半面800円																																																																																	
	夜間	550円	2,400円																																																																																	
町民体育館	昼間	150円	1,100円																																																																																	
	夜間	275円	1,250円																																																																																	
竹田地区町民体育館		250円	1,100円																																																																																	
略																																																																																				
施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）																																																																																		
		町内者	町外者																																																																																	
町営三朝球場	昼間	600円	1,600円																																																																																	
	夜間	600円	2,400円																																																																																	
略																																																																																				
町営三朝陸上競技場	昼間	全面300円	全面1,600円																																																																																	
		半面150円	半面800円																																																																																	
	夜間	550円	2,400円																																																																																	
竹田地区町民体育館		250円	1,100円																																																																																	
町民武道館		100円	200円																																																																																	
略																																																																																				

備考 1～4 略	備考 1～4 略
-------------	-------------

(学校校舎等使用料条例の一部改正)

第2条 学校校舎等使用料条例（昭和29年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

施設名	使用区分		使用料（1時間当たり）	
			町内者	町外者
小学校体育館	昼間	全面	300円	2,200円
		半面	150円	1,100円
	夜間	全面	550円	2,500円
		半面	275円	1,250円
	昼間・夜間	2階	100円	400円
中学校体育館	昼間	全面	150円	1,100円
	夜間		275円	1,250円
小中学校第1グラウンド	昼間・夜間	全面	150円	800円
小中学校第2グラウンド	昼間	全面	150円	800円
	夜間		275円	1,200円

備考

- 1 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 使用者の半数未満が町外者の場合で、町外者の使用料の2分の1の額の使用料を徴収し、使用者の半数以上が町外者の場合は町外者の使用料を徴収する。
- 4 義務教育終了前の町内者については、使用料を徴収しない。

(三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第19号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月25日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の学校校舎等使用料条例第3条の規定により小学校体育館の使用の許可を受けている者は、第1条の規定による改正後の三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定により町民体育館の使用の承認を受けた者とみなす。この場合において、使用料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により三朝町農林漁業者健康増進施設の使用の承認を受けている者は、第2条の規定による改正後の学校校舎等使用料条例（以下「新使用料条例」という。）第3条の規定により小学校体育館の使用の許可を受けた者とみなす。この場合において、使用料の適用については、なお従前の例による。
- 4 新使用料条例の規定は、施行日以後に使用の許可を受けた学校校舎等の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた学校校舎等の使用料については、なお従前の例による。